

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 支給対象者

自立支援金は、以下の1から5のいずれにも該当する者（自立支援金の支給を既に他の都道府県等から受けている者を除く。）に対して支給する。

- 1 次のいずれかに該当する者であること
 - (1) 都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること
 - (2) 再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること
 - (3) 都道府県社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと
 - (4) 都道府県社会福祉協議会に再貸付の申請を行うために、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと
- 2 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること
- 3 申請日の属する月における、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者の収入の額を12で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和38年4月1日厚生省告示第158号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額（以下「住宅扶助基準に基づく額」という。）を合算した額以下であること。
- 4 申請日における申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額（当該額が100万円を越える場合は100万円とする。）以下であること。
- 5 次のいずれかに該当する者であること
 - (1) 公共職業安定所に求職の申込みをし、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。
 - イ) 月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ロ) 月2回以上、公共職業安定所で職業相談等を受ける
 - ハ) 原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 - (2) 生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること